

○避難確保計画の作成対象施設には、令和元年9月に西宮市から通知文を送付しております。届いていない施設については、対象外です。

○対象施設名は、西宮市ホームページで確認することができます。

(西宮市ホームページ→「避難確保計画」または「43297311」と検索してください)

## 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等内の要配慮者利用施設

### (1)要配慮者利用施設の範囲

水防法第15条に基づく「洪水予報、避難情報等を伝達する浸水想定区域内の要配慮者利用施設」及び土砂災害防止法第8条に基づく「土砂災害に関する情報等を伝達する土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設」の施設名及び所在地について定める。

要配慮者利用施設の範囲は、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域等内に所在する次の施設とする。

#### 【要配慮者利用施設の範囲】

社会福祉施設	高齢者施設、保護施設、児童福祉施設、障害児・者施設等
学校	幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む)、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校
医療施設	病院、診療所(有床に限る)

上表で示す「社会福祉施設」の、具体的な施設の種類の、概ね次のとおりとする。

#### 【社会福祉施設の具体的な施設の種類の】

高齢者施設	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、有料老人ホーム
保護施設	救護施設、更生施設、医療保護施設
児童福祉施設等	保育所(幼保連携型・保育所型認定こども園を含む)、助産施設、母子生活支援施設、児童養護施設、乳児院、児童館・児童センター、留守家庭児童育成センター、小規模保育施設、家庭的保育施設、事業所内保育施設、認可外保育施設
障害児・者施設等	生活介護事業所、短期入所施設、障害者支援施設、自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、共同生活援助事業所、障害児入所施設、障害児通所施設、福祉ホーム、地域活動支援センター、視覚障害者図書館、身体障害者福祉センター、盲人ホーム、障害者生活ホーム
その他	あすなる学級、子育て総合センター、みやっこキッズパーク